ＩＡＡトラックオークション　規定

ＩＡＡ　大阪

ＩＡＡトラックオークション規定　　目　次

１．参　加　規　定　・・・

参　加　規　定

IAA　オークション規定に準ずる。

取　引　規　定

IAA　オークション規定との相違箇所

（コンダクター権限）　　「価格調整権限」「再セリ」

第８条　６．トラックオークションにつきましてはセリ幅の目安を上限 100 万円までとします。

（当日ペナルティキャンセル）

第 10 条　１．当日ペナルティキャンセルの受付時間は落札店・出品店の一方からの申告により当該出品車セリより 2 時間以内、オークション終了後は最長 1 時間以内とします。

2.「リユース」の場合は申告者より 7 万円徴収し相手方に 5 万円支払うとともに
IAA は手数料として 2 万円を申し受けます。
「小型車・現状」の場合は申告者より 10 万円徴収し相手方に 7 万円支払うとともに
IAA は手数料として 3 万円を申し受けます。
「大型車」の場合は申告者より 15 万円徴収し相手方に 10 万円支払うとともに
IAA は手数料として 5 万円を申し受けます。
又、落札金額が 500 万円以上の場合は
申告者より 15 万円徴収し、相手方に 10 万円支払うとともに
IAA は手数料として 5 万円を申し受けます。

解　約　規　定

IAA　オークション規定に準ずる。

出　品　規　定

（出品の制限）

第１条　IAA はオークションの運営を円滑に行うために必要がある場合、出品車を制限することがあります。

（出品条件）

第２条　出品店及び出品車は、次の諸条件を満たすことにより出品できるものとします。

１．IAA と参加契約がむすばれていること。

２．出品制限車でないこと。（出品規定第 4 条　出品制限車）

３．譲渡書類が完備し、書類名義変更規定を充足すること。

４．IAA の検査を受けること。（検査規定第 3 条　IAA による検査）

５．車検の有効期限がオークション開催日当日までの車輌は検査付で出品できます。

６．自走可能であること。（現状車扱いを除く）

７．リモコン・ラジコン・保証書等、簡単に持ち出しできるものはあらかじめＩＡＡ事務局で保管することを前提としますが、リモコン・ラジコン後日送付の場合、仮装物がラジコン等で始動不良の場合はクレーム対象となります。
車輌積込のまま落札店到着時に紛失している場合は出品店の責任とします。

８．部品後日渡しは、出品店が IAA に送り先を確認後、1 週間以内に送料を出品店負担にて、直送すること。
（IAA では中継しません。又、着払いを条件に記載されても無効です。）

９．出品車に出品票が積み込まれていない車輌は出品できません。

10. トラック現状コーナーについての出品規定
① 4t ベース（増トン含む）までの車輌。ただし４ｔ以上の車輌であっても自走可能な車輌は出品可能とする。
② 主要部品（エンジン、アクスル、ミッション、足回り、キャビン）がついているもの
③ エンジン不動のエアーブレーキ車（リターダー式は除く）は出品不可
④ 3 項であっても 3.5 トンのフォークリフトで吊り上げられる車輌
⑤ IAA が出品を認めたもの

11. 欠品部品のある車両は、該当欠品部品を出品票に明記すれば出品可能
（ただし、IAA が認めたもの）

（出品店義務）

第３条　出品店は、次の事項を義務としていただきます。

１．出品票はセリ市場における契約書とみなしますので、明確かつ慎重に記入すること。

２．出品店は出品車輌の検査を行い、エンドユーザーの立場に立って、その仕様、品質、不具合、保安部品欠品、程度等を誠実に申告すること。
（出品車の不具合箇所があるにもかかわらず故意に申告しなかった場合、IAA は出品店に対して、参加制限、参加停止、参加契約の解約などのペナルティを科しクレーム対象となります。）

３．出品店は出品票に車名・年式・形状・グレード・装備等の基本事項を必ず記入すること。

４．架装物等の動作確認を行いその状態を出品リストに明記することとします。
５．出品車には検査証のコピーをフロントガラスに添付する様お願い致します。
６．IAA の検査結果については、出品店が責任を負うものとします。
７．オークション当日に限り、開催日の翌々月までの検査期限の車輌について、落札店より抹消の依頼が出た場合、出品店は IAA にナンバープレート外しを依頼し、プレートを受け取った後に抹消登録を完了して書類を提出すること。(当日抹消依頼)
その結果、出品店へ車輌代金の支払いがストップする場合、車輌代金都度払いシステム、あるいは抹消登録代行制度（有料　１万円　消費税別）を利用することが出来ます。

８．出品店義務違反の罰則は、次の通りとします。
・ガス欠　1,000 円（消費税別、4 リットル）
（ただし、落札車輌搬出時のガス欠は落札店負担とします。）
９．リモコン・ラジコン・保証書等、簡単に持ち出しできるものは出品店で保管し、成約後、IAA に提出することとします。
(車内積込のままでの盗難等に関しては出品店責任となります。)
10. 成約書類、及び付属品等の送付に関して、書留・配達記録・宅配便等の配達時に受領した記録の残るもので送付願います。
上記以外で万一紛失した際は、出品店の責任とし、IAA では責任を負いかねます。
11. 落札店からクレーム、及びトラブルにかかわる申告があった際は、IAA の調停に協力し、調停が難航した場合は IAA の裁定に従うこと。
12. 出品店は個人情報保護法による名義人の個人情報保護につとめること。
（成約書類に関する個人情報を IAA に提出することを、情報取得時に名義人に説明した上で、提出願います。）
13.車体ナンバー（フレーム番号）全体が目視出来ない車両はメーカーの製造証明を添付する事とします。

（出品制限車）
第４条　１．盗難車・接合車（通称ニコイチ）・車体ナンバー改ざん車・差押え車・抵当権付車・現営業ナンバー車等。
２．不動車
３．エンジン、ミッション、デフ、足回り欠品車。
４．未登録の国産車、及び輸入車。
（輸入車の予備検付車輌で翌月末まで予備検査期限のあるものは出品可）
５．ジェットスキー・ボート等の船舶、原付・自動二輪等の単車とその規格に類するもの、及びボート用等のトレーラー。
６．その他、IAA の判断により出品を制限することがあります。
７．検査付車輌のナンバープレートの欠品車および封印の欠品車
（いわゆる名変中プレート後日、封印欠での出品）

（出品手続き）
第５条　出品店は、次の手順により出品手続きを行うものとします。
１．出品票に基本事項を記入し、出品店義務を履行したものをダッシュボードの上、または、助手席の上に置くこと。

２．所定の搬入時間内に IAA に搬入すること。
３．所定の IAA 出品車置き場に係員の指示に従って整然と並べること。
４．当該開催で流れた車輌、及び落札した車輌を、引き続き次回の開催に出品する場合、土曜日の正午までに申し出れば、出品手続きを IAA に委託することができます。
ただし、代筆による間違いは、一切その責任を負わないものとします。
５．検査証のコピーをフロントガラスに貼付すること。

（出品票記入方法）

第６条　**誤解を招く様な紛らわしい、不適切な記入の仕方は絶対にしないで下さい。（クレーム対象）**

１．会員番号、会員名、スタート価格、希望価格は必ず記入すること。
（空欄の場合は、出品取消、または流札扱いとなります。）
２．出品コーナーの指定を記入すること。
（空欄の場合は、IAA が指定するコーナーとなります）
３．年式とモデルが違う場合は、必ず出品店記入欄（注意事項欄）に明記すること。
（年式欄には検査証の初年度登録年を和暦で記入し、出品票にはモデル年式を記入すること。）
４．走行距離が不明の場合、別表Ｉ参照
メーター改ざん車「＊」
メーター交換車　「＄」
走行不明車　　「＃」　　を必ず明記すること。
５．車検付車輌の出品で、「自賠責なし」は受け付けません。出品票に記入したままセリを行っても無効となります。（出品店で自賠責を加入していただきます。）
６．「新車保証書」及び「取扱説明書」がある場合は、
（車内には積み込まないで成約後、譲渡書類と一緒に事務局に提出すること。車内に積み込んで、紛失・盗難にあった場合は出品店責任とし、クレーム対象となります。）
７．預託済リサイクル料金額欄には、その車輌の預託済金額を記入し、未預託の場合は記入しないで下さい。リサイクル料金とは、リサイクル券のＡ券またはＢ券の預託金額合計額とし、Ｃ券記載の資金管理料金は含みません。
(金額欄空白の場合は、預託済みであっても車輌代金に含む判断になります。)
預託済み金額の記入のあったものについては、預託済としてセリを行ない、計算書にて車輌代金とは別扱いとします。預託金の過剰申告が発覚した場合は、再精算をします。
ただし、落札店からの申告は、書類発送後１０日以内とします。
８．後日送り部品の取り扱いについては、以下の通りとします。
【出品店】⇒
① 部品後日渡しは、出品店が IAA に送付先を確認後、１週間以内に直送するものとします。
② 送料は全て出品店負担とします。（出品票に着払いの条件を記入されても無効になります。）
③ IAA では一切中継しません。IAA に連絡無く送られてきた部品は、“着払い”にて返送もしくは、送料を請求させていただきます。ただし、同じ出品店より

2回以上IAAに送られた場合は、無条件に“着払い”にて返送します。

④ “ノーマル部品有り”等の記入の場合は、出品票の書き方にかかわらず上記と同様の扱いとします。

【落札店】⇒

⑤ 落札店は書類発送後10日（発送日を含む）以内に申し立ての無い場合、クレームは免責となります。

9．8ナンバー登録車は登録内容を記入の上、欠品装備品・改造内容等も記入すること。

（出品内容の変更、訂正）

第7条 出品票、及び出品リストの掲載内容が異なっている場合、出品店はIAAに申告しなければなりません。異なった内容の全責任は出品店が負うものとします。

1．申告は当該車輌のセリ開始200台前までにIAAに申告し変更・訂正すること。
なお、調整室での出品内容の変更は一切受け付けません。

2．オークション開催日までの変更・訂正はIAAまで電話で連絡し、担当者名を必ず確認しておいて下さい。また、ＦＡＸでの変更、訂正依頼の場合も変更・訂正がなされているか、電話で確認して下さい。

3．元々出品票に記入してある内容を「不明」または「？」に訂正できません。
正確な内容が不明な場合は、出品を取り消して下さい。

（オークション手数料）

第8条 各コーナーのオークション手数料は、別途定めます。

（手数料）

第9条 各手数料は次の通りとします。

1．出品票の代筆手数料は1,000円（消費税別）とします。

2．ナンバープレートの取り外し・取り付けは、各2,000円（消費税別）とします。

3．出品票の郵送料は実費とします。

4．出品受付後の出品取消しは、事由を問わず手数料は返却しません。
（取消車輌の搬出は、オークション当日の午後1時以降で、当該車輌のセリ順位終了後となります。）

5．出品番号が確定した後、出品制限車であることが判明したときでも、手数料は返却しません。

6．キャンセルの場合のオークション手数料は、3万円、または5万円とします。（別表Ⅱ参照）この場合、当初の出品・成約料は出品店に返却し、落札料は落札店に返却します。

（流れ車）

第10条 流れ車はオークション開催週の土曜日の正午までに引き取るものとします。

1．流れ車は開催週の土曜日の正午を過ぎると**自動的に再出品**となり、再出品手数料を申し受けます。

２．再出品でコーナー、価格変更、及び訂正事項があれば、土曜日の正午までに
IAA 営業課に、電話で連絡して下さい。
（再出品の場合、前回の調整価格は無効となりますので、改めて申告し直して下さい。）
３．オークション当日、出庫票を指定の箱に投入しておけば、再出品代行手数料が無料で
再出品となります。ただし、投入後の再出品取消・搬出・コーナー変更は一切出来ません。
価格変更、及びリスト内容の訂正については、出品規定第 8 条出品内容の変更・訂正に
基づき訂正できます。

（落札車）

第１１条　落札車もオークション開催週の土曜日の正午までに引き取るものとします。
したがって、開催週の土曜日の正午を過ぎると自動的に再出品となり、出品手数料を
申し受けます。
再出品時のスタート及び調整価格の指示がない場合は、出品取消（流札）扱いとなります。

（搬入・搬出）

第１２条「搬入方法」

１．搬入はＡM9：00～ＰM8：00 とします。
２．オークション前日の搬入は、正午（12 時）までとします。
２．出品車以外の搬入は厳禁とします。
３．搬入時間を厳守すること。
４．出品票を確認の上、IAA 担当者の指示に従い、出品車置き場に整然と搬入すること。

「搬出方法」

１．搬出はＡM9：00～ＰM8：00 とします。
２．IAA は原則として陸送の手配はしません。
３．出品車以外の車輌の搬出は、IAA 営業課の許可が必要です。
４．車輌の搬出を陸送会社に依頼せず直接引き取る場合は、各会員のメンバーズカードを
使用し、出庫票発行機で出庫票を取り出して下さい。
５．各出品車の番号札と車輌を確認の上、出庫票に引取者名（出品店または落札店）
を記入してから出庫票と番号札を一緒に IAA 係員に渡し、出庫許可を得てから
出庫すること。
６．出庫票がない場合は、番号札と IAA の確認印がある引取車輌出庫許可申請書を
係員に提出し、出庫許可を得てから出庫すること。
７．出庫の際、IAA の指示によりメンバーズカード、ＩＤカード及び運転免許証等の
身分証明書の提示をしていただくことがありますので必ずご用意下さい。
８．出庫の際、現車と出品票を確認して異常の有無をよく調べてください。搬出後の
損傷、盗難等に関して、IAA は一切の責任を負いません。
９．搬出時に、IAA の係員が車内及び、荷台のチェックを行う場合がありますので、
ご協力をお願いします。
10．オークション当日の搬出は、午後 1 時以降で、当該車輌のセリ順位終了後となります。

（長期残留車、及び放置車輌の罰則と強制処分）

第１３条　クレーム車等で再出品しない車輌は、早急に引き取りすること。

これを厳守しない場合は、「長期残留車」として次のペナルティが科せられます。

●7 日以上搬出されなかった場合は

「小型車・リユース」１万円

「大型車・現状・建設機械」2 万円

●以後 7 日を経過する毎

「小型車・リユース」１万円

「大型車・現状・建設機械」2 万円

なお、徴収に応じない時は保証金より差引くものとします。

また、長期残留車、及び所有者不明の放置車輌の場内外における事故損傷、盗難等について、IAA は一切責任を負いません。

※　長期残留車及び放置車輌は、一定期間経過した後、強制的に処分します。

検　査　規　定

（目的）

第１条　IAA で取り扱う出品車の品質表示、取引における良好な市場環境の維持を目的とします。

（出品店義務）

第２条　１．出品店は出品規定に基づき出品車の点検を行うものとします。

２．出品店は出品車両の点検結果を出品票に正確に記入し、その結果について責任を有するものとします。

３．出品店は、IAA の品質検査による見落としがあっても、出品店としての責任を有するものとします。

（IAA による検査）

第３条　１．IAA における全ての出品車両は、IAA の検査員による品質検査を経て出品するものとします。

１．検査員は IAA の検査員資格基準を満たし、設定を受けた者とします。

第４条

（評価基準）

Ｓ点	登録１年以内で、走行１００００キロ以内。無傷、無補修
６点	内外装ともほとんど無傷、無補修で加修の必要が無いもの。 即展示可能な状態のもの
５点	内外装とも軽妙な加修をすることにより、６点に準ずるもの。 補修跡が１～２パネルで極めて良好なもの （内外装評価が、A以上）
４．５点	内外装とも軽妙な加修をすることにより、５点に準ずるもの。 ボルト取り付けの外板パネルの交換は１パネルまで。 仕上げの良好なもの。 キズ、凹みが少々あるもの。
４点	目立つキズ、凹み、錆びが数ヵ所あり加修の必要と思われるもの。 板金塗装済みで、良好なもの。 内装に汚れ、コゲ等が少々あるもの。 指定色、看板跡等で良好なもの。
３．５点	大、小の板金や加修を必要とするもの。部分的に塗装ボケのあるもの。 内装に目立つ汚れ、コゲ等があるもの。 機関、機構等および架装物に軽度の不具合のあるもの。

走行距離不明および改ざんの車輌。

３点　　大きい加修を必要とするもの。
内外装の状態の悪いもの。
数ヵ所に腐食、穴のあるもの。
機関、機構等および架装物に不具合の大きいもの。
修復歴車ではない職権打刻車。

２点　　粗悪車。スクラップに近い状態のもの。
キャブ・シャシ・ボディ各部において、
大きな損傷、腐食（腐食穴）があるもの。

１点　　冠水車。消火器散布車。

Ｒ点　　修復歴車。キャブ交換車
補助評価として修復歴車でない場合の評価点を表記します。

現　　事故現状車。不動車など。

（内外装補助評価）

Ａ	気になるダメージのないもの
Ｂ＋	特に加修を必要としないもの
Ｂ	軽微な加修を必要とするもの
Ｂ－	加修を必要とするもの
Ｃ	大きな加修を必要とするもの

（検査表記　記号）

Ａ・・・・・・・・キズ
Ｕ・・・・・・・・ヘコミ
Ｗ・・・・・・・・補修跡
Ｓ・・・・・・・・錆び
Ｃ・・・・・・・・腐食
Ｘ・・・・・・・・交換要す
ＸＸ・・・・・・・交換済
ＢＰ・・・・・・・板金・ペイント

（品質基準）

第４条 IAA は、修復歴車、冠水車、接合車、の品質基準を次のとおりとします。

１．修復歴車とは、次のいずれかに該当する車輌とします。

・フレーム・及びクロスメンバーが破損したもの、及び交換、修正したもの。
・主柱が狂っているもの、及び交換、修正したもの。

・ルーフを交換したもの。
・キャビンの乗せ換えをしたもの。
・フロアの交換・修正をしたもの、または要するもの。
・その他、IAA にて修復歴車に該当すると判断したもの。

２．冠水車とは、次のいづれかに該当する車輌とします。
・水害や浸水により、水または泥等が室内に流れ込み冠水したもの。
・IAA が冠水車、及び冠水車の疑いと判断したもの。

３．接合車とは、通称ニコイチ（2 台以上の車輌を接合して作った車）で、部分的な中古部品の交換は可（IAA 判断による）

（検査結果の尊重、維持）

第５条 IAA の検査員が行った検査結果及び評価点は IAA の検査員以外のものが訂正・抹消することはできません。

なお、出品票の記載事項を改ざんした者は厳重処分とします。

クレーム規定

（目的）

第１条　この規定は、IAA に出品される出品車に於いて発生する品質問題について、これを建設的に解決し、オークションの公益性と秩序の維持をはかることを目的とします。

（方法）

第２条　１．問題の解決にあたっては出品店、落札店双方の規定に基づいた前向きの理解と協力によることを第一の方法とします。

２．解決にあたっては IAA が仲介し、規定に定められた範囲により調停を図るものとします。

３．出品店、落札店双方に理解度、協力度が不足することにより解決が難航するときは、IAA が総合的な判断をもって裁定を行います。

４．IAA が裁定した結果には、出品店、落札店双方ともこれに従っていただきます。

５．IAA の裁定に従わぬ場合は、オークションへの参加制限、参加停止等のペナルティを科すものとします。

（落札店義務）

第３条　落札店は、出品車輌を落札し購入する際に十分な下見を行って下さい。各外部端末からの落札においても、各種下見サービス等を利用し、車輌確認を行って下さい。また、落札後もクレーム申告期限内に落札車輌が出品票と相違がないことを確認し、クレームの場合は IAA を通して申告して下さい。その際、IAA からの依頼に対して、１週間以上落札店からの連絡がない場合、あるいはキャンセル決定後、１週間以内に当該車輌が IAA に到着しない場合は、特別な事由を除いてノークレームとなることがあります。

なお、出品店、及び前名義人に迷惑がかからぬよう、名義変更完了前の走行使用、陸送（自走による移動）等については管理を徹底して下さい。

１．「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別処置法」『自動車ＮＯＸ・ｐｍ法』を適用される車輌が出品されていますが、地域により適用の有無がありますので、落札しようとする際には十分注意して下さい。落札店からのクレームは受け付けません。

２．保証書及び後日部品（リモコン、キーレス、ナビロム等）に関して、書類到着後も未着の場合は速やかに申告して下さい。書類発送後 10 日で免責となります。
作動不良の後日送り部品のクレーム申告期間は現物発送日を含む 5 日以内とします。

３．名義変更完了前に走行使用し、出品店に駐車違反、めいわく駐車、スピード違反、車輌放置など警察から旧名義人への呼び出し、その他の問い合わせ等の迷惑等が発生した場合、｛ペナルティ 5 万円＋IAA が認めた実費｝を落札店に請求します。

４．検査付車輌で現車にナンバープレートがついていなかった場合の申告は、搬出するまでとします。その期間を過ぎてからの問い合わせでプレートが無かった場合は、落札店にて処理していただきます。（但し、プレート応談車両は除く）

５．落札店は付随して入手した（譲渡書類・自賠責保険・保証書・点検記録簿・その他記載の）一切の個人情報を移転登録等、IAA の認めた適正な目的以外に使用しないものとします。

（クレーム処理基準）

第４条　クレーム、及びトラブルの申立の受付、及び処理基準は次の通りとします。

１．クレーム等の受付期間は開催日を含む 6 日以内（開催翌週の月曜日午後 5 時まで）としますが、内容により受付期限が異なるものがあります。また、出品店への連絡は受付後速やかに行いますが、電話等で連絡がつかない場合は、連絡がついた時点で受け付けしていただきます。

（クレーム期間の延長は行っておりませんが、後日送り部品等でクレーム期間内に確認出来ない場合は、後日部品発送後 5 日以内の受付とします。）

２．クレームの処理は部品供給、相応の値引き（落札価格の 3 分の 1 の値引を限度とします。）をもって解決することを基本としますが、契約の解除（キャンセル）で処理する場合もあります。

３．クレームの内容がメーカー保証の範囲内の場合は、メーカー保証にて処理していただきます。ただし、保証書の名義変更に手数料を要する場合、出品店は手数料の一部を落札店に支払うものとします。

４．盗難等による消火器散布車は１ヶ月以内の受付で落札店よりキャンセル出来るものとします。

（出品制限車ではありませんので、出品票で申告することにより出品できます。）
キャンセルの場合、陸送代とキャンセルペナルティの支払とし、加修費等の支払は発生しません。

５．商談での落札は、エンジン・ミッション・デフの本体のクレームは受け付けます。
(出品制限車や出品票書き間違い等もクレーム対象となります。)

６．内外装（ガラス含む）のクレームは免責です。

７．年式とモデルが違う場合。

８．積算計の不良は、開催日を含む 6 日以内（開催翌週の月曜日午後 5 時まで）の受付で落札店よりキャンセルペナルティ、加修費等の支払いは発生しません。

９．出品票に正しく記載すべき事項が記載されていない場合や、誤解を招くような不適切、紛らわしい書き方をした場合。（IAA 判断）

10. 形状の書き違いは、書類発送後１０日以内の受付とします。

11. 検査付車輌でオークション終了時に現車にナンバープレートがついていない場合は、落札店からの申告により、オークション当日（終了後 1 時間以内）のみ無条件キャンセル（ノーペナルティ）を受け付けます。

12. 検査期限の書き違い（書類発送後 10 日以内）

・「小型車・リユース・現状」１ヶ月　5000 円（消費税別）

・「大型車」１ヶ月　8000 円（消費税別）

（6 ヶ月以上異なる場合と、残り月数が 6 ヶ月未満になる場合は、落札店よりのキャンセル可）

13. 保証書の有無（書類発送後 10 日以内）
落札店より保証書未着または内容不備の申告があった際には、IAA から出品店への連絡日を起算日とし、出品店が 15 日以内に発送できない場合は、クレーム対象とします。
但し、トラックリユースコーナーは除きます。
① 保証期限内の車輌　3 万円～10 万円（消費税別）の範囲内で落札金額の 3%を目安とします。（落札店よりキャンセル可）
② 保証期限切れの車輌　1 万円～5 万円（消費税別）の範囲内で落札金額の 3%を目安とします。（落札店よりキャンセル可、ただし落札金額が 20 万円以下はキャンセル不可）

（免責）

第 5 条　次の行為、及び項目に該当する場合は免責としクレームは受け付けません。
ただし、IAA が免責不相当と認めた場合は、この限りではありません。

1．クレーム申し立て前、または申し立て中に第三者へ転売した場合。(オークション会場での成約も含む)
2．クレーム申し立て前、または申し立て中に加修、修理、名義変更（書類への書き込みも含む）等をした場合。
3．クレーム代金（主要部品の価格+工賃が）が 5 万円以下の場合。
4．落札金額が小型 30 万円・大型 50 万以下の車輌。
（但し、「出品制限車やリスト書き間違い・機関系等の不良により IAA より自走にて搬出できない場合」（事務局が認めたものに限ります。）はクレーム対象となります。※搬出期限を経過したものは除く
5．初年度登録より 12 年以上経過した車輌。
※ただし、落札金額 100 万円以上の場合は、エンジン・ミッション・デフ本体のみさらに出品制限車やリストの書き間違い等はクレーム対象とします。
6．走行 100 万ｋｍ以上の車輌及び走行不明車。
※ただし、100 万ｋｍ以上の車輌で落札金額 100 万円以上の場合は、ミッション・デフ本体のみ、搬出するまで（開催週の土曜日の正午まで）の受付とします。
7．同一車輌で 2 回目以降のクレーム申し立て。
8．内外装のキズ・ヘコミ・損傷。
9．出品車輌に付随されて落札されたもの（ジェットスキー・ボート等)。
10. 日本国外に輸出された車輌。（いかなる理由でも、クレームは受け付けません。）

（事実の確認）

第 6 条　クレーム処理を公正に行うために、IAA は事実の確認を独自の方法で行います。

1．IAA に車輌を引き取った上での確認。
2．その他の方法による確認。
3．事実の確認に要した費用は、クレームが事実の場合は、出品店負担とし、事実でなかった場合は、落札店負担とします。（IAA 判断）
ただし、見積もり等にかかる費用は、落札店負担とします。
4．クレーム内容（申告後の見積もり等）について、IAA が虚偽と判断した場合、ノークレームとします。

書類名義変更規定

IAA　オークション規定との相違箇所

（抵当権設定車輌）

第４条　抵当権設定車輌、または差押え等の事実が成約後に判明した際には、出品店責任ですべての費用を負担し、抵当権または差押え解除の処理をすることとします。また、IAA から出品店への連絡日を起算日として 5 日以内に処理ができなければ、下記の書類遅延ペナルティが発生します。また、落札店の選択によりキャンセルもできます。

（契約解除を伴う重要事項のクレーム　別表Ⅱ）

（書類遅延ペナルティ）

第 5 条　１．オークション当日を起算日とし

・10 日目～発生

「小型車・現状・リユース」・・・・1 万円

「大型車」・・・・2 万円

（開催日翌週の木曜日午後 5 時着までペナルティは発生しません。）

以後 21 日目まで、1 日につき 2,000 円（大型車は、4000 円）を加算

（土、日曜日もカウントします。）

・22 日目～　　小型車・現状・リユース　一律 10 万円　　大型車　一律 20 万円

・遅延日が 22 日目より落札店の意向によりキャンセルできるものとします。

《キャンセルの場合》

22 日目～「小型車・現状・リユース」10 万円＋オークション手数料＋実費

「大型車」20 万円＋オークション手数料＋実費

※実費とは落札店における損害金額とし、販売利益は含みません。